

法科大学院評価基準要綱 新旧対照表

新	旧	備 考
<p>基準 8-1-2 : 重点基準</p> <p>基準 8-1-1 に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として選考ごとに置かれていること。</p> <p>(1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者</p> <p>(2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者</p> <p>(3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者</p>	(同左)	
<p>解釈指針 8-1-2-1</p> <p><u>基準 8-1-2 に規定する専任教員は、教育上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員のうち基準 8-1-2 の資格を有する者（大学院設置基準第 8 条第 3 項及び第 9 条第 2 項の規定の適用を受けるものを除く。）がこれを兼ねることができる。</u></p>	<p>解釈指針 8-1-2-1</p> <p><u>基準 8-1-2 に定める専任教員は、大学設置基準第 13 条に規定する専任教員の数及び大学院設置基準第 9 条に規定する教員の数に算入することができない。</u></p>	<p>専門職大学院設置基準の一部改正に伴い、基準を改定する。</p>
(削除)	<p>解釈指針 8-1-2-2</p> <p><u>基準 8-1-2 に定める専任教員は、平成 25 年度までの間、解釈指針 8-1-2-1 にかかわらず、同基準に定める教員の数の 3 分の 1 を超えない範囲で、大学設置基準第 13 条に規定する専任教員の数及び大学院設置基準第 9 条に規定する教員の数に算入することができるものとする。ただし、大学院設置基準第 9 条に規定する教員のうち博士課程の後期の課程を担当する教員の数には、基準 8-1-2 に定める専任教員の数のすべてを算入することができる。</u></p>	

※平成 26 年度実施の法科大学院認証評価より適用。